

多賀城市の個人市・県民税及び森林環境税の非課税基準と税制上の扶養に入ることができる範囲は以下のとおりです。  
(1月から12月までの1年間の総収入金額)

### 令和7年度以前 市県民税・森林環境税非課税基準

市民税・県民税（単位：円以下）					森林環境税（単位：円以下）				
扶養人数	合計所得金額	給与収入のみ	年金収入のみ (65歳未満)	年金収入のみ (65歳以上)	扶養人数	合計所得金額	給与収入のみ	年金収入のみ (65歳未満)	年金収入のみ (65歳以上)
0人	445,000	995,000	1,045,000	1,545,000	0人	415,000	965,000	1,015,000	1,515,000
1人	930,000	1,480,000	1,606,667	2,030,000	1人	919,000	1,469,000	1,592,000	2,019,000
2人	1,275,000	1,935,999	2,066,667	2,375,000	2人	1,234,000	1,879,999	2,012,000	2,334,000
3人	1,620,000	2,431,999	2,526,667	2,720,000	3人	1,549,000	2,327,999	2,432,000	2,649,000
4人	1,965,000	2,923,999	2,986,667	3,065,000	4人	1,864,000	2,779,999	2,852,000	2,964,000
障がい者等	1,350,000	2,043,999	2,166,667	2,450,000	障がい者等	1,350,000	2,043,999	2,166,667	2,450,000

### 令和8年度以降 市県民税・森林環境税非課税基準

市民税・県民税（単位：円以下）					森林環境税（単位：円以下）				
扶養人数	合計所得金額	給与収入のみ	年金収入のみ (65歳未満)	年金収入のみ (65歳以上)	扶養人数	合計所得金額	給与収入のみ	年金収入のみ (65歳未満)	年金収入のみ (65歳以上)
0人	445,000	1,095,000	1,045,000	1,545,000	0人	415,000	1,065,000	1,015,000	1,515,000
1人	930,000	1,580,000	1,606,667	2,030,000	1人	919,000	1,569,000	1,592,000	2,019,000
2人	1,275,000	1,935,999	2,066,667	2,375,000	2人	1,234,000	1,884,000	2,012,000	2,334,000
3人	1,620,000	2,431,999	2,526,667	2,720,000	3人	1,549,000	2,327,999	2,432,000	2,649,000
4人	1,965,000	2,923,999	2,986,667	3,065,000	4人	1,864,000	2,779,999	2,852,000	2,964,000
障がい者等	1,350,000	2,043,999	2,166,667	2,450,000	障がい者等	1,350,000	2,043,999	2,166,667	2,450,000

※障がい者等・・・障がい者、未成年者、寡婦又はひとり親

※国税である森林環境税は、非課税基準となる所得の計算式が市民税・県民税と異なるため、市民税・県民税が非課税の場合でも、森林環境税のみ課税される場合があります。

※参考：非課税基準となる合計所得の計算式(扶養親族がいる場合)

●市民税・県民税

345,000円×(1+同一生計配偶者・扶養親族の人数)+100,000円+140,000円

●森林環境税

315,000円×(1+同一生計配偶者・扶養親族の人数)+100,000円+189,000円

### ☆税制上の扶養の範囲（単位：円以下）

	合計所得金額	給与収入のみ	年金収入のみ (65歳未満)	年金収入のみ (65歳以上)
令和7年度以前	480,000	1,030,000	1,080,000	1,580,000
令和8年度以降	580,000	1,230,000	1,180,000	1,680,000

※扶養に入ることができても、合計所得44万5,000円（給与収入のみだと109万5,000円）を超えると市県民税の課税対象となります。